

令和5年度「会見撮影・編集等業務」業務委託仕様書

1. 件名

令和5年度「会見撮影・編集等業務」

2. 事業の概要

(1)趣旨

神戸市ホームページを介して会見の様態をインターネット配信することにより、最新の市政情報を市民にわかりやすく伝え、市政を身近に感じ関心を持ってもらうことを目的とする。

具体的には、受託者が撮影・編集した映像を、インターネット上（配信サービスとしてYouTubeを想定）で公開し、神戸市ホームページからリンクを貼ることで、広く発信する。

(2)契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(3)想定回数

年間48回を想定とする。

3. 業務内容

(1)会見の撮影

【撮影方法】

- ・会見の様態を、受託者の撮影機材で撮影すること。
- ・また、受託者の撮影機材により会見の手話通訳者を撮影すること。

【撮影場所】

- ・原則として広報戦略部会見室（市役所1号館16階）とするが、庁内他会議室や庁外で行う場合もある。その際は、別途事前に市から連絡する。

【その他】

- ・準備を含め会見開始に間に合うよう（遅くとも会見開始の1時間前）現地入りし、当日の撮影の流れについて市と確認を行うこと。
- ・冒頭の発表項目や質疑応答を含む一部始終を撮影すること。
- ・マイクを使用するなど明瞭な音声を確保すること。
- ・アスペクト比は16:9とする。

(2)動画の中継配信

- ・広報戦略部会見室で行う会見時には、神戸市が提供する環境下（別紙1）で、インターネット上で会見動画の中継配信を行うこと（サービスとしてYouTube Liveを想定）。中継配信については、会見の1営業日前までに、YouTubeLive上での配信設定を行い、市に設定状況の報告を入れること。
- ・その際、(1)で撮影する「会見映像」および「手話通訳者映像」を一画面で視聴できるよう、映像スイッチャー等（神戸市が提供する環境下（別紙1））を用いて配信すること。また、配信画面に対して手話者窓を合成配信するにあたり、手話視聴者に対して見やすいように窓枠サイズ、位置を微調整ができるように工夫すること。その際、追加機材が必要な場合には受注者側で適切な機材を選定追加の上で、全体システムとして配信事故のないよう安全に運用すること。
- ・会見終了後は、速やかにインターネット上（YouTube）で配信済みの動画を一旦「非公開」とすること。

(3) 動画の編集・公開

【編集方法】

以下①・②の方法などにより、会見終了後おおむね3時間以内に、編集を終え、市に映像データを納品すること。

- ① インターネット上のサービス(YouTubeを想定)の機能で以下編集作業を行い、編集終了後、広報戦略部に報告すること。
- ② (2)のとおり、神戸市が提供する環境下(別紙1)で撮影した映像を電子記録媒体(SDカード等)で持ち帰り、以下編集作業を行うこと(広報戦略部内に設けた作業スペースでの編集作業も可能)。

※「会見映像」と「手話通訳者映像」を一画面に合成した映像を編集対象とする。

【編集作業】

- ①1本の動画として(分割しない)、テロップの表示(日付・会見名称など)や公開に適さない部分の映像をカットすること。
 - ②①により編集した動画を別途発表項目ごとに分割すること。
- ※分割の際に、質疑応答の部分についてはカットすること。

(4) 動画の納品等

- ・上記の編集作業後、①1本の動画と②発表項目ごとの動画をそれぞれ納品すること。
- ・編集完了した動画を、電子記録媒体(SDカード等)やインターネット上の大容量ファイル交換サービス等を活用し、広報戦略部に納品する。
- ・インターネット上(YouTubeなど)で編集完了した動画のURLを広報戦略部に報告するなどの方法により納品し、広報戦略部に編集内容の確認を受けること。

4. その他

- ・業務内容に記載されていない事項については、必要に応じて広報戦略部と受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・契約締結後、速やかに前年度の受託者から作業に関する引継ぎを受けること(原則として、業者間で引継ぎを行うこと)。
また、次年度も同業務がある場合、受託者が変更となった際は、次年度の受託者に協力し、速やかに引継ぎを行うこと。
- ・中継配信にあたりトラブルが生じた際は、速やかに広報戦略部職員に連絡するとともに、原因を調査し、復旧にむけた可能な対応を行うこと。
また、中継配信にトラブルが生じた場合でも、会見の映像(手話通訳者映像を含む)を保存し、当日中に神戸市ホームページ上で公開できるよう対策を講じること。
- ・撮影素材及び成果物の著作権は神戸市に帰属する。
- ・本市が提供する環境(別紙1)については、事前に市に問合せの上、下見することができる。

5. 支払方法

- ・出来高払い(月毎)
毎月の検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

6. 委託業務の履行場所・作業場所等

神戸市内各所及び事業者の事務所

